
信州の地域に広がる有機農業スタートブック

—生産者と消費者の信頼関係を深めよう—



令和7年5月
長野県農政部農業技術課

有機農業の推進に向けて

県では、「第4期食と農業農村振興計画」において、「環境にやさしい農業など持続可能な農業の展開と消費者理解の促進」を重点的に取り組むことの1つとして推進しているほか、有機農業については「第4期長野県有機農業推進計画」において具体的な推進施策について示し、施策を展開しています。

有機農業は、堆肥や緑肥の施用による炭素の貯留による地球温暖化の防止効果に加え、化学合成農薬を使用しないことによる生物多様性の保全効果が期待できる取組です。

食のグローバル化が進む昨今、「環境負荷の少ない持続可能な農業の実現」は農業の生産現場はもちろんですが、消費者も無関係ではありません。

「令和のコメ騒動」として令和6年は米の供給が一時的に需要を満たせない状況となりましたが、この原因の1つに、前年の高温干ばつによる全国的な水稻の不作がありました。この高温干ばつは地球温暖化に起因する近年の異常気象によるものです。

このような状況の中で有機農業を効果的に推進していくために、オーガニックビレッジ等の地域社会で有機農業を進めることが肝要であり、そのためには、消費者をはじめとした地域社会に有機農業が理解されることが重要です。

消費者理解をより向上するには、地域の関係者が一緒になって有機農業の取組に参画したりして、肌で有機農業を感じていくことが大切であり、それこそが有機農業を地域に広めていくためのあるべき姿です。

地域に有機農業をダイナミックに広めていくために、県として本書を策定しました。

有機農業の独自認証制度を検討している市町村・団体やオーガニックビレッジを進めている市町村においては本書を指導や検討の参考資料としたり、有機農業に関心のある消費者団体で活用するなど、策定した本書が広く有機農業の現場で活用され、本県の有機農業運動の推進及び発展に寄与することを期待いたします。

※本書に記載の「参加型保証システム」の取組は IFOAM PGS※に準拠したものでないほか、IFOAM (P12 参照) の確認を受けたものではありません。

※PGS: Participatory Guarantee System (参加型保証システム) の略

目次

1 はじめに 長野県の有機農業推進施策と本冊子の目的.....	1
2 産消提携ってなに？	2
3 産消提携でき、有機農業を認め合える 「参加型保証システム(参加型認証)」ってなに？	3
4 取組にあたって押さえておきたいポイント	4
5 多くの関係者の参加を促すために心がけること (団体の運営方法)	9
6 県内の取組事例 (多くの関係者が参画して取り組んでいる参考事例)	11
7 参考資料等	12
8 参考文献等	15
お問い合わせ	16

1 はじめに 長野県の有機農業推進施策と本冊子の目的

(1) 長野県の有機農業の推進施策と現状

長野県では有機農業の推進にあたって令和9年度を目標期間とした第4期有機農業推進計画を策定し、有機農業生産が「ひろがる」、有機農業の関係者のネットワークが「つながる」、有機農業の理解と農産物の消費が「たかまる」という3つの展開方向により取組を行っています。この取組は地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して有機農業の産地づくりを行う「オーガニックビレッジ」の取組推進につながります。

有機農業で生産された農産物の流通促進や消費の拡大にあたっては、有機JASによる認証の取組や、生産者と消費者が直接つながる「産消提携」のような取組が効果的です。特に大手小売業者等との取引や輸出農産物の場合、一般に、客観的に「有機」が確認できる有機JAS認証が求められます。

一方で、オーガニックビレッジのような地域ぐるみの取組を効果的に推進するには、「産消提携」の考え方に基づいた地域の中で、有機農業に関係する方々が友好的な関係を築くことが求められます。これに向けた取組のひとつが「参加型保証システム」です。

有機JASは、小規模栽培や少量多品目の栽培では一般に申請手続き等が煩雑になり、認証の取得が難しい点や、適さない側面があるほか、生産者の田畑の状況まで消費者等が分かるものではありません。一方、「参加型保証システム」の取組は、消費者をはじめとした関係者が自身で有機農業を確認し、理解を深められるものです。加えて、有機農業での地場産給食等の流通時には必ずしも有機JASが必要となるものではなく、関係者の理解促進に資するために、参加型保証システムは地域での有機農業の取組の円滑な推進につながりやすくなります。

(2) 本冊子の目的について

地域（ローカル）で有機農業に関心のある方が顔の見える友好な関係を築き、有機農業の理解を深める方法としての「参加型保証システム」は有効な取組と考えられますが、国内で実践している事例が少なく、どのようところがポイントなのかが分かりにくい状況にあります。

このため、県では、本取組の周知と実践の後押しを目的として本書を作成し、以下のような方に活用いただければと考えています。

■ 本書の活用の想定者

- ・地域で有機農業に関心のある消費者と直接つながりたい農業者
- ・地域の有機農業者とつながりたい消費者
- ・地域の有機農業で生産された農産物の流通を促進したい流通業者等
- ・有機給食の取組にあたり、地域の農家や応援するみなさま等の関係性を構築したい行政
- ・地域の有機農業について、地域のみんなで理解を深めたい農業者や消費者 等



※有機JASの取組を否定するものではなく、また有機JASの取組を進めている農業者が本取組に切り替えなければならないというものではありません

2 「産消提携」(提携)ってなに？

「有機農業」をただの「農産物の売買」とするだけでは、消費者に生産者の苦勞や思いは伝わらないほか、消費者も感想を生産者に届けることはできません。

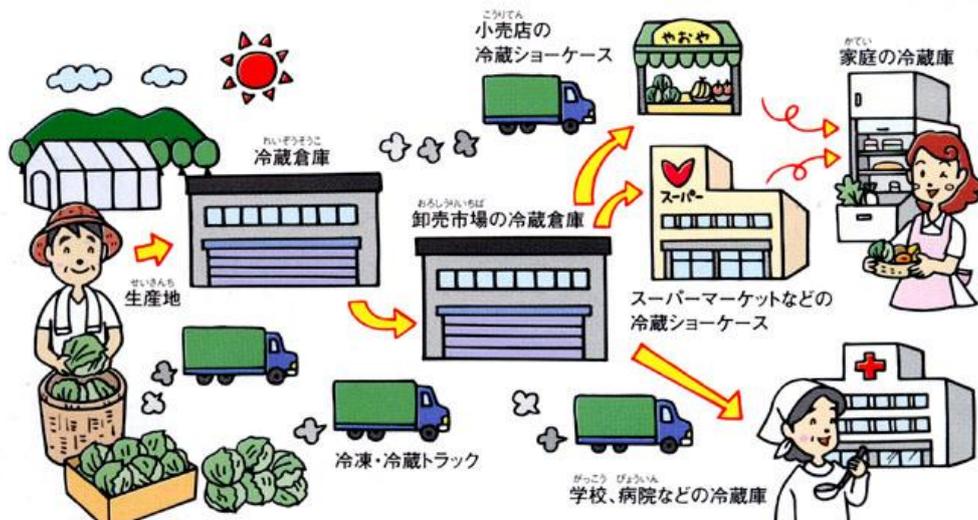
「産消提携」(提携)は人と人との友好的つながり(有機的な人間関係)を築くなかで成熟していくものです。

「地域に田んぼや野菜の畑がありますが、そこのお米や野菜を食べたことはありますか？」

一般的な流通では生産者の思いや生産現場の実態はわかりません。どんな生産者がどんなところでどんな思いで生産したのか、想像することはできても本当の実態は分からないことが多いと思います。場合によっては想像することが難しいこともあるかもしれません。

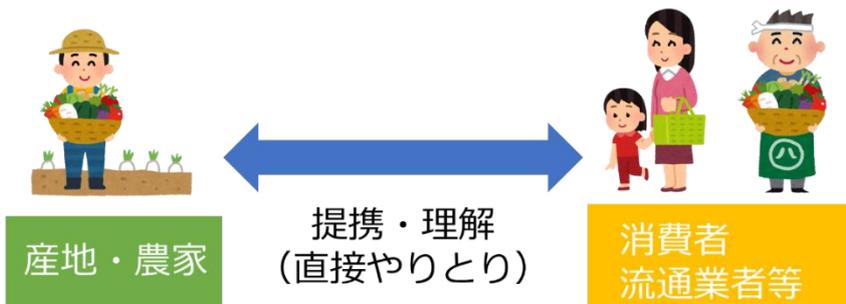
「生産者のところに行く」、「収穫体験をしてみる」など、食育にもつながってくる「産消提携」(提携)は、地域で頑張っている生産者を応援できる身近な取組で、生産者も消費者が見えてモチベーションを上げられる取組です。

(日本有機農業研究会 HP 「生産者と消費者の提携」を参考に作成)



一般的な野菜の流通経路図(南牧村 HP より引用)

<https://www.minamimakimura.jp/main/gov/sanken/nousei/357/359.html>



産消提携での生産者と消費者等とのつながり



「生産者と消費者の提携」
日本有機農業研究会 HP

3 産消提携が可能となり、有機農業を認め合える「参加型保証システム(参加型認証)」ってなに？

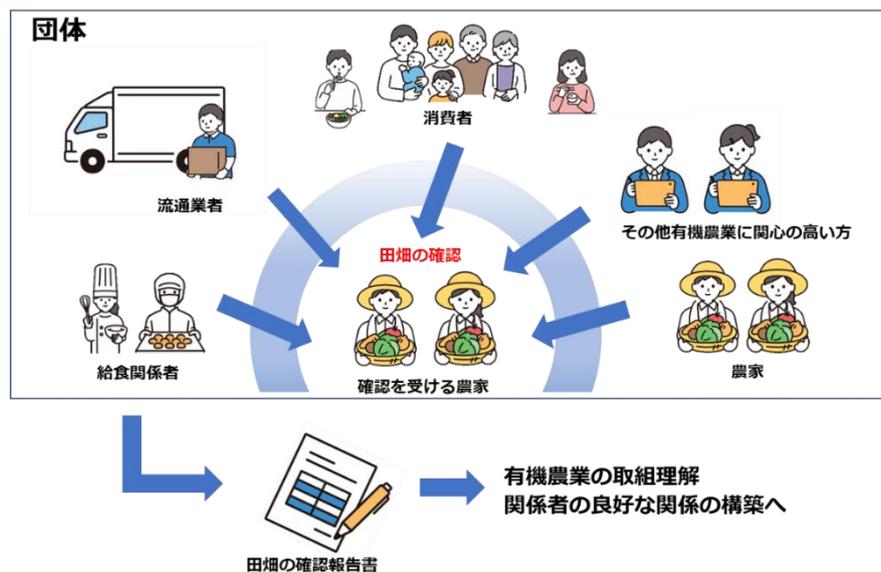
本書は、産消提携等の有機農業の取組を地域社会に広げていくことに効果的な方法である、「参加型保証システム」をベースに策定しています。

参加型保証システムは、生産者と消費者の信頼で成り立つ産消連携に基づいて、**地域で関係者(有機農業者、流通業者、消費者、給食関係者等)で団体を構成**し、団体が自らの責任において運用するもので、「どのようにして生産者と消費者等の関係者が関われるか」を進めるための軸となるものです。

最終的には、各地域で確認した農産物に団体のオリジナルラベルが貼られるなどして、「先日見に行った〇〇さんの畑の野菜だ！」と生産過程のわかった農産物を手に入れることにつながるとともに、農家を直接応援することができます。また、地域の中で農業に携わる人、地域で暮らす人(食べる人)が共に地域における環境・農業・食を考える場として、団体の活動が位置づけられるとよりよいものとなります。

なお、有機農業の定義や栽培基準については、各種ある中でどのようにするかも団体の中で決められますが、基本的に有機JASと同等かそれ以上でという基準をベースに、カスタマイズしていく形(生き物調査の実施をする、等)がよいでしょう。また、どんな風に田畑を確認したりするかについても各団体で決められます。なお、全国的に流通している有機農産物の基準である有機JASと同一にしても問題ありませんが、団体に参加している関係者の声を踏まえ、「**消費者・生産者・流通業者等関係者全体がわかりやすいもの**」とすることが大切です。

ぜひ、参加型保証システムに地域で取り組み、地域の環境・農・食を地域のみinnで共に理解し、考えることで、農業者と消費者等の友好的な温かい関係を築いて(「産消提携」、持続的な環境・農・食を目指してみませんか？



参加型保証システムの運営や概念
多数の関係者が1つの団体となって
会員農家の取組を確認し、有機農業への理解を深める

「参加型認証」と説明されることもありますが、本書の中では「関係者同士で取組を確認し認め合う」という意味を踏まえ「参加型保証システム」としています。

4 取組にあたって押さえておきたいポイント

凡例 **✓**：必須としてまず取り組むべきこと

□：取組をさらによくするために取り組むとよいこと

(1) 団体内で積極的なコミュニケーションを！

✓ 関係者の参加を！

主要な関係者(有機農産物の生産者はもちろん、流通や消費に関心を持つ者等)が実施団体に参加するように促しましょう。

※すべての会合や田畑の確認等に団体構成員の全員参加が難しいこともあります。大事なのは、農家の取組等がきちんと消費者等に伝わることなので、会報で連絡するなど、工夫して参加メンバーに伝えましょう。

✓ 参加者同士のコミュニケーションを促そう！

関係者が有機農業についてよく理解し、生産者・消費者・その他関係者が相互に直接コミュニケーションを取ることが肝要です。

□ 団体としての認証の意思決定を！

栽培基準やシール運用のルール等、参加者が運営に積極的にに関わり、団体として意思決定しましょう。

なお、意思決定にあたっては、行政への届出・登録等の必要はありません。

□ 継続的な学習活動による参加者へのフォローを！

参加者が積極的に関わられるようにしつつ、団体として有機農業への理解を深めていくために、継続的な学習活動や生産者との交流活動を行うことが大切です。

積極的な参加と
コミュニケーション



(2) 参加者みんなが方向性を理解

✓ 団体として目標を定めてみんなで運営！

団体がめざすビジョンに向かうための核となる原則について、関係者全員で話し合い、団体として決定し、参加者が共有・理解します。

認証基準と団体運営規則についても同様に団体として決定します。

□ 新加入のメンバーや地域へ目標を発信！

目標は新加入のメンバーへは団体参加時の加入書類に記載して確認したり、地域の消費者へは認証ラベルで発信する等により、積極的に発信していきましょう。

※ビジョンの例

有機給食の実施、生物多様性の保全による絶滅危惧種〇〇の繁殖の成功、有機農業の生産者と消費者が仲良く交流できる場づくり、等

みんなで
ビジョンを共有！



(3) クリアな仕組みの制度を！

✓ 栽培基準の策定

✓ 栽培基準の文書化を！

明確に定義され、文書化されていると透明性を向上できます。

栽培基準を有機JASと同様にする場合は、有機JASの栽培基準を引用すればよいので、団体で新たに用意する必要はありません。大事なのは、団体としてどんな基準とするか決めることです。

□ どのようにして農産物にシールを貼ってよいかを策定・公開してクリアに！

団体参加メンバー全員が、栽培基準や団体運営規則等どのように栽培が確認され、どのように団体として意思決定するかを他者へ正確に開示・説明できるようにして認証品(シールの貼られた農産物)の透明性を確保します。

※どんな仕組みで実施しているのか理解できるよう、学習会の開催や生産者の畑の確認などでみんなが理解できるようにしましょう。

認証のしくみを
だれでも確認可能！



✓ 田畑の現地確認会

実際に生産している田畑を確認することで、関係者の協働を強化できることに加え、参加メンバーに「こんな風にして生産しているのか」の理解を促すことにつながります。参加メンバー(消費者・農家等)全員で確認して理解を深めましょう。また、合わせて栽培基準等を順守しているかも確認します。

✓ 参加メンバーが田畑を確認

メンバーの参加へのハードルを下げるように、見学等のイベントとして開催するなど、工夫しながら、田畑の様子を確認しましょう。見学等の、農家との交流を通じ、相互理解を深めましょう。

なお、参加できないメンバーのために、会報や生産者のお便り等、写真等でわかるようにして送付し、理解を補いましょう。



イベント開催の例

- 土日等に親子連れで来てもらえるようなイベント
- 「春の作付け祭り」「秋の収穫祭」
- 子供の夏休み企画「畑で虫を探そう！」等。

✓ 栽培基準確認者の選出と確認

栽培基準を順守しているかどうかの確認については、事前に栽培基準等を理解している生産者が講師となって学習活動を行い、団体参加者の理解を促したうえで実際の田畑を確認しましょう。

学習活動は団体として、参加者が連携して開催できればよいところですが、最初から団体会員が主体で学習活動に取り組むのは難しいところもあると思います

4 取組にあたって押さえておきたいポイント

ので、まずは確認する田畑を管理している生産者主体で動き出し、その後徐々に消費者等の会員がリーダーシップを発揮した学習活動の形にシフトして、団体として取組のレベルアップをしていきましょう。

また、生産している田畑の様子を見るほか、生産者の各種記録により生産状況を確認します。確認した結果は、日付と署名の入った「訪問日誌・確認日誌」として記録・保存しましょう。

□ 学習活動やイベントによる理解醸成

□ 学習活動の開催

技術や販売の問題を確認し、検討を行う定例会議やワークショップ等は基礎知識や団体の全体的な能力向上に役立ちます。特に、経験豊富な生産者は自身の経験や情報・知識について、経験の浅い生産者に共有できるよい機会となるため、積極的に取り組みましょう。

□ 参加者の記録と保存

ワークショップ等の参加者名簿は、取組への責任ある関与を裏付ける根拠として有益であることから、記録し保存しましょう。

(4) 農家・参加者の誓約等で認証の担保を！

✓ **ルールを逸脱する農家がないように、また消費者としても農家を守っていくための仕組みづくり**



① 文書化

栽培基準どおりに誠実に生産されていることを確認するため、以下のようなものを準備しておくといでしょう。

なお、団体として生産状況を順守できていることが確認できればよいので、消費者が無理に専門資材等を把握する必要はなく、ベテラン生産者等のわかる方を団体として任命すれば問題ありません。

■ 農家が準備する文書

・データベース(記録ファイル)
—生産者のリストおよび身分、生産物・各農場の詳細(作物、沿革、田畑の面積等)、経営計画、各農場の記録、等

■ 団体が準備する文書

・取組の運営マニュアル
—認証申請書及び認証手続き、ならびにその調整(シールの取得とシール使用手順)、基準違反に対する措置、主要な主体の役割と責任、田畑の現地確認時の質問票(チェックリスト)

② 生産者・消費者双方の確認の証を残す

4 取組にあたって押さえておきたいポイント

信用ある制度とするため、①生産者は「きちんと基準等を順守して生産したこと」、②消費者等は「しっかり生産者の取組を確認し、責任を持って生産物を買ひ、農家を支えて応援する(可能なら、最低買取価格を示す)」等の証を残すことが重要です。

申請書類にサイン欄を設けたりする方法がありますが、実効性のある誓約とするため、サインや映像等で誓約の信頼の証を残します。

なお、生産者・消費者双方でサインを行うほか、生産者については部会等のまとまったグループでは、代表生産者のサインでも構いません。

(5)参加者はフラットな関係で運営を！

✓ 参加者はフラットな関係で！

参加者に上下関係はなく、あくまで対等な関係でなければいけません。

□ 産消連携の信頼確保は運営団体の責任です！

参加者が責任を共有し、生産者が互いの農場を相互評価したり、意思決定プロセスに透明性を持たせておくことで、団体として参加型保証システムの活動の責任を負えるようにします。

なお、団体のリーダーに就いた者は、リーダーの役割に付随する技術と責任を学ぶよい機会となります。継続的な団体運営とリーダーの資質向上を目指し、できればリーダーは固定せず、団体メンバーから持ち回りで選出しましょう。



(6)その他

□ 認証シール・ラベルについて(必須ではないですが、確認した農産物の目印に有効です)

✓ 目的及び表示事項

認証ラベルは、生産者が生産物に貼付して、認証済み生産物であることを消費者に示す役割があります。

一般に、ラベルには認証のロゴと、消費者が望むときには生産物の出所を追跡できるように生産者番号や生産者コード等を併記します。

✓ 表示にあたっての注意 ※「7 参考資料等」も確認のこと

日本農林規格等に関する法律(JAS法)第8条に基づき、有機JAS以外の農産物への「有機」「オーガニック」等の直接の表示はできません。また、「有機JASは」「有機農産物」の日本農林規格であるため、「有機農産物」の標語も利用できないことから、併せて注意してください。



✓ 逸脱農家への対応について

✓ ルールを定めましょう

生産者が栽培基準を順守できない、またラベルを悪用する生産者がいるかもしれません。

そのような事案があった際にどうするか、可能ならあらかじめルールを定めておきましょう。



4 取組にあたって押さえておきたいポイント

逸脱事案の例

使用禁止資材の使用
ラベルの不正使用
二重帳簿の作成 等

ルール・対応の例

団体からの除名・当該田畑の確認中止
団体会合での謝罪、顛末書の作成と提出 等

□ **実効性のある対応を！**

①筋の通った公平無私な措置とし、②措置実行の手続は透明で、③措置の結果は、団体会合での共有等により、団体参加者に広く知らしめること、の3点が実効性のある仕組みづくりには重要です。



5 多くの関係者の参加を促すために心がけること (団体の運営方法)

(1) 継続した取り組みとなるようにするための団体運営の工夫 (例)

ア 多様な参加者の参加誘導

農業者はもちろん、流通関係者や消費者を巻き込むために、例えば有機給食を実施する場合は給食事業者(給食センター職員や栄養士等)のほか、有機給食に関心のある小学生の保護者等に参加を呼び掛けましょう。まずは、説明会等の開催により有機農業や取組の基本となる参加型保証システムについて簡単に知ってもらったうえで、興味のある方を多く巻き込めるようにしましょう。



しかし、すべての消費者が有機農業に関心があるわけではないので、いきなり公募で広く消費者を募っても、なかなか集まりません。まずは給食関係者や取組もうとしている農家の販売先の業者や消費者に声をかけて始めてみるのもひとつの方法です。ぜひ顔の見える関係をベースにスタートしてみましよう。

また、消費者にとって参加する会合の回数が多い等、負担の大きいと参加のハードルが高くなることから、現地確認をイベント的に行うなどして参加のハードルを下げるほか、参加できない方にも会報等でフォローして補う等して対応しましょう。

イ 継続できる事務局運営の在り方

団体事務局の中核的な部分を一部のメンバーが継続して実施すると、その方がけがや病気などになった際には認証事務がストップするだけでなく、適切に引継ぎがされていなければ、取組を継続できない恐れがあります。

なるべく運営する団体事務局のメンバーは固定せず、事務局運営のノウハウを継承できる体制づくりを心掛けてください。

また、学習会や農場確認等の際に参加者から感想などをもらい、運営方法や栽培基準の見直し、改善に役立て、関係者が参加しやすい団体活動を心がけましょう。



ウ 参加者が学ぶことのできる場(学習活動)の実施

消費者をはじめとする関係者が生産現場の農場確認に同行しますが、消費者は、そもそも農産物がどのようにできているのかよくわからないことがあります。わからない点が多いと、その後の消費者の農場確認への参加が消極的になる恐れがあります。

対策として、①農場確認の前に事前学習会を開催して確認する農産物の作り方について簡単に解説する、②団体や田畑の確認の際に質問等をしやすい雰囲気づくり、等が重要です。

「質問はありますか?」と聞いても、話が全然理解できていなければ質問できません。まずは、学習会の開催で参加者の理解を促しましょう。



5 多くの関係者の参加を促すために心がけること (団体の運営方法)

農場確認後は参加者からの疑問・質問等をまとめ、次回の農場確認の前に前回の振り返りを実施する等、生産者だけではなく消費者の視点も重視した運営を心がけましょう。団体事務局に消費者が参加したり、消費者が主となって団体を運営すると効果的です。

(2) 運営方法の策定と運営開始方法

認証活動の運営に係る基準等は、「認証の生産基準(栽培基準)」と「認証の順守事項に係る規則(全体のルール)」の2つを設けることが望まれます。これらはそれぞれ策定しても、基準の中に規則の内容を盛り込む形でも構いません。

なお、この基準と規則については、有機JASなど、さまざまな有機農業の定義がある中で、団体参加者に多方面から参加してもらいつつ、参加者に団体のビジョンを共有し、「団体としてどのようなものを目指すのか」について、参加者からの意見をきちんと踏まえたうえで、団体として意思決定し策定します。

既存の有機JAS等をそのまま採用したり、いくつかの基準を合わせて独自の基準を策定したり、認証基準に地域の実情に応じてオリジナルの項目を追加して策定するなど、自由に調整して策定できます。大事なのは、「継続的な認証制度の確立」であり、それぞれの実情に合った取り組みやすい、わかりやすい制度とすることが重要であるため、確認等の試行や、関係者からの評価を踏まえたうえで策定しましょう。

■ 試行実施の効果

- 現時点での団体のもつスキルの程度や管理・運営・技術の仕組みについて団体として認識でき、そのギャップを埋めることが可能
- 事前に評価でき、必要か所の修正やバージョンアップが可能
- 試行実施の過程で、手続とその役割、関係者の責任について認識を深められる
- 試行実施の参加を通して、参加者が「自分たちの団体でおこなっているもの」という思いや信頼関係を強化できる

すでに参加型認証やそれに近いものを実施している方から学ぶことも効果的であるため、他者からのアドバイスを積極的に受け、策定しましょう。

6 県内の取組事例（多くの関係者が参画して取り組んでいる参考事例）

地域の関係者が連携して有機農業の推進に取り組んでいる事例を紹介します！

松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会

取組目的

協議会では、町長を会長に、県や、JA、商工会も委員となり、栽培方法に基づいて栽培した農産物を認証し、信頼の確保、ブランド化を図り、地球温暖化対策や低炭素社会の実現などを視野に入れた、環境と調和のとれた農業を推進することを目的とします。

遊休農地を活用し、環境に配慮した栽培方法で栽培している農産物を学校給食へ届けています。食の安全や環境に関心が高まる中、生産者グループと連携し、給食関係者、搬入業者、行政が月1回の会議を通じ、価格や、企画、課題や、研修会など様々な打ち合わせを行い活動しています。

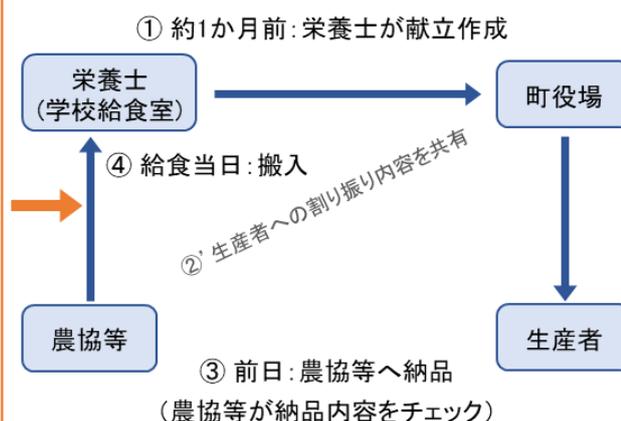
【給食に関する定例会議（毎月実施）】

●構成員：

町役場、生産者、栄養士、農協等

●主な議題：

- 栄養士より、年間の食材使用量の共有
- 生産者より、作物の生産状況の共有（約2か月前の状況から栄養士が献立を作成）
- 価格、規格、搬入方法等の協議
- 生産や給食に関する情報共有、フィードバック等



取組内容

・栽培研修会（自主的な取組 & 栽培品目によって講師依頼）

（令和2年からの5年間、自然農法国際研究開発センターさんの指導）

- ・水稲、野菜、それぞれで研修会を実施
- ・2年間の農機具 & 作業の無償利用の実施
- ・学校からの依頼により、収穫体験及び生き物調査の実施
- ・給食交流会への参加
- ・令和7年から参加型認証制度スタート（予定）
- ・サポーター（一般参加）の意見を聞きながら圃場見学など実施（予定）



問い合わせ先 松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会

事務局：松川町役場産業観光課農業振興係（交流センターみらい）0265-34-7066

Email sangyou@town.matsukawa.lg.jp

7 参考資料等

(1) 有機農業の定義

用語	解説	有機農業の定義
国際有機農業運動連盟(IFOAM)	<p>1972年パリ近郊で設立後、世界中で有機農業の普及に努めてきた草の根の組織。国連に認定された国際NGOで、ISO(国際標準化機構)から基準設定機関として認定されている。構成会員は各国の小規模農家や有機農業団体、有機認証団体、消費者等で、現在100カ国以上の約800以上の団体が加盟。団体として「有機農業運動をそのすべての多様性において、リードし、結びつけ、支援すること」を使命とし、「有機農業の原理に基づいた生態学的に、社会的に、そして経済的に健全なシステムの世界的な導入」を目標としており、有機農業を通じたアフリカ・アジア・ラテンアメリカ等の開発支援を国際機関との協力で行っている。</p>	<p>土壌・自然生態系・人々の健康を持続させる農業生産システムである。それは、地域の自然生態系の営み、生物多様性と循環に根差すものであり、これに悪影響を及ぼす投入物の使用を避けて行われる。有機農業は、伝統と革新と科学を結び付け、自然環境と共生してその恵みを分かち合い、そして、関係するすべての生物と人間の間に公正な関係を築くと共に生命(いのち)・生活(くらし)の質を高める。</p>
	<p>以下、いずれも取り組む際のルール作りの基礎が掲載されています※英文</p> <p>・IFOAM規範 The IFOAM Norms https://www.ifoam.bio/our-work/how/standards-certification/organic-guarantee-system/ifoam-norms</p> 	<p>・IFOAM栽培基準 IFOAM Standard https://www.ifoam.bio/our-work/how/standards-certification/organic-guarantee-system/ifoam-standard</p> 
コーデックス委員会	<p>消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的に、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格(コーデックス規格)の策定等を行っており、現在規格は200を超える。我が国は1966年より加盟。</p> <p>国際規格を策定しており、有機農業についてもコーデックス委員会の基準が国際的な基準となっている。</p>	<p>有機農業は、生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである。地域によってはその地域に応じた制度が必要であることを考慮しつつ、非農業由来の資材を使用するよりも栽培管理方法の利用を重視する。これは、同システムの枠組みにおいて特有の機能を発揮させるために、化学合成資材を使用することなく、可能な限り、耕種的、生物的及び物理的な手法を用いることによって達成される。</p>
	<p>有機栽培基準のルール作りの参考になります</p> <p>・有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html</p>	

用語	解説	有機農業の定義
有機農業の推進に関する法律 (有機農業推進法)	<p>有機農業の推進に向けた基本的な理念と国や地方自治体等が果たすべき責務や、施策の基本事項を定めることを目的に、2006年に制定された法律。同法に基づき国の責務や有機農業推進の国の方針を定めた「有機農業推進基本方針」が国により策定され、同基本方針に基づき都道府県の推進施策を「都道府県推進計画」として各県が策定し、有機農業の取組を推進している。</p>	<p>化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。</p>
	<p>有機栽培基準のルール作りの参考になります ・有機農業推進法 法律(第2条に定義が記載) https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/sesaku.html</p>	
有機JAS	<p>有機食品(農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品)について農林水産大臣が定める国家規格。 日本国内では、本規格に適合していれば、その内容が一見して分かる標語付きのJASマークの表示が可能とされていることから、有機JAS認証品以外に「有機」「オーガニック」の表示は不可となっている。</p>	<p>農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力(きこの類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。)を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。</p>
	<p>有機栽培基準のルール作りに際して参考になります ・有機JAS 規格 有機JAS(生産工程管理者等の技術的基準) https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html</p>	
オーガニック雫石	<p>岩手県雫石町とその近隣の小規模有機農家と消費者からなるグループで構成され、無農薬、無化学肥料、非遺伝子組換えの有機ほ場を用い、そこで有機農産物を栽培し、参加型有機保証システム(PGS)に取り組んでいる団体。2015年2月に設立され、同年10月よりIFOAM正式メンバー。 ※IFOAM認定のPGSとして取組を行っている。</p>	<p>有機農業の栽培基準については、有機JASに準じて運用。</p>
	<p>実際の独自ルールでの運用事例として参考になります ・団体運営方針等 https://organicshizukuishi.jimdofree.com/オーガニック雫石_pgs_関連資料/</p>	

(2) 用語解説 (PGSについて)

PGSは **P**articipatory **G**uarantee **S**ystems の略で、国際有機農業運動連盟が定めた「参加型有機保証システム」のこと。正式には IFOAM PGS。地域の生産者・消費者等の関係者の①関係者相互の信頼、②コミュニティのつながり、③知識の共有を基盤として、それらの関係者の積極的な参加により成り立つ、有機(農業/農産物)であることを保証する地域密着型のシステム。

他に、「参加型認証」等と説明されることもあるが、本書の中では「関係者同士で取組を確認し認め合う」という意味を踏まえ「参加型保証システム」としている。

(3) 国内における「有機」の表示規制について

日本国内での有機の表示規制について、特に産消提携の取組の販売時にどうなるかは「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A(農林水産省)」において、以下のとおり整理されていますので、表示に際しては注意が必要です。

(問 24-8)

日本農林規格に基づいて栽培した農産物を産消提携により販売したいと思いますが、有機農産物の認定生産行程管理者にならなければなりません。

(答)

産消提携を行っている場合であっても生産した農産物に「有機」の表示を行い販売する場合は有機農産物の認定生産行程管理者になる必要があります。

産消提携は、生産者と消費者の特別な信頼関係に基づいて行われている販売形態であり、商品の購入前・購入時に生産に関する幅広い情報の開示と交換が行われていると考えられます。このような場合は、既に商品(農産物)の生産に関する状況(有機農産物の日本農林規格に基づいて生産されたものであること等)について幅広い情報の開示が行われており、商品に対して「有機」と表示することができなくても特段の支障はないと考えています。

なお、商品及びその包装、容器、送り状以外のもの、すなわち商品を説明するパンフレット、注文書等については規制の対象になりません。

1 規制の対象となる表示

- (1) 指定農林物資に貼付された有機表示のシール
- (2) 指定農林物資を入れた容器、包装若しくは送り状(商品に併せて発給される納品書・仕切り書等のことをいう。以下同じ。)に付された有機表示
- (3) 陳列された指定農林物資について有機である旨を指し示す立て札の有機表示

2 規制の対象とならない情報提供

- (1) 新聞、雑誌、インターネット等の媒体における有機農産物を取り扱っている等の説明文(指定農林物資の写真やイラストを掲げそれが有機である旨を説明しているものを含む)
- (2) チラシ、パンフレット、ニュースレター及び看板における上記と同様の記載
- (3) 次週供給される物品の注文案内チラシにおいてどれが有機かを示す記載(写真やイラストを含む)
- (4) 注文書上においてどれが有機かを示す記載
- (5) 顧客が選択した後に、配送される野菜ボックスに入れられたニュースレター等であって、どれが有機野菜であるかが分かるよう説明した文書

(4) 主要な認証制度の比較

	認証制度等	参加型保証システム	有機 JAS 認証
認証方法等	認証形態	参加型認証に取り組む団体が団体構成員である生産者の取組や田畑および農産物を確認し、認証	国が専門の認証審査機関を登録、認定し、当該機関が有機農産物を生産している田畑を認証
	栽培基準	独自に基準を制定 ⇒ <u>有機 JAS と同一でも可能だが、生物多様性保全等の取組条件を追加で付すことも可能</u>	①栽培期間中に化学合成農薬及び化学肥料を不使用 ②遺伝子組換え技術を利用しない ③農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する ④転換期間の条件 ⑤緩衝地帯の条件 ⑥種苗の利用条件 ⑦放射線照射しない ⑧収穫後の取扱条件
	認証される生産者	複数生産者	単独もしくはグループで認証
生産物への表示	生産物への「有機」「オーガニック」の直接表示	不可	可
	生産物が有機農業で生産・加工された食品であることの表示	可	可
団体運営	団体運営	要<ここが重要!>	必ずしも必要ない
	罰則規定	自主基準	JAS 法による
	利害関係者	構成員として必要	不要
	関係者との関係性	密接	薄くてもよい
	会員相互の理念・情報等の共有	必要	—
	認証活動の意思決定	合議制	不要
	栽培以外の活動成果(学習等)	必要	不要
コスト	経済的コスト(認証に係る費用)	低い(団体で調整可能)	高い
	時間的コスト(認証に係る時間)	高い(栽培以外の学習活動等による拘束)	低い
	事務的コスト(認証に係る事務)	低い(団体で調整可)	高い

※オーガニック雫石「PGS 冊子」を参考に作成。

8 参考文献等

・「参加型保証システム(PGS)ガイドライン」

(国際有機農業運動連盟、NPO 日本有機農業研究会誌、2015. 8月)

・「PGS 冊子」(オーガニック雫石、2022.3月)

お問合せ

・本書全般について、ご不明点等ございましたら長野県農政部農業技術課までお問い合わせください。

TEL 026-235-7222

FAX 026-235-8392

Mail nogi@pref.nagano.lg.jp

信州の地域に広がる有機農業スタートブック

令和7年5月 初版発行

発行
長野県

編集
長野県農政部 農業技術課



<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/yuki/yuki-startbook.html>
